

# 柴田学園大学学則

## 第1章 総 則

- 第 1 条 本学は、家政学に関する高度の学術技芸を教授研究し、国民文化の向上と社会開発に寄与する専門的教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培い民主的な文化国家及び社会の有為な形成者となるべき指導的人材を育成することを目的とする。
- 2 本学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。
- 3 自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。
- 第 2 条 本学は、柴田学園大学と称する。
- 第 3 条 本学の位置を、青森県弘前市大字清原1丁目1番地16におく。

## 第2章 学部学科の組織

- 第 4 条 本学に生活創生学部をおく。
- 2 生活創生学部は、健康栄養学科、こども発達学科をもって構成する。
- 3 健康栄養学科は、人間の生涯にわたる健康生活に必要な幅広い専門的知識・方法等を中心課題として、家族・家庭、福祉、衣食住等に関わる事項を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある管理栄養士、栄養教諭、家庭科教員をはじめ、社会各般の分野で貢献できる人材を育成する。
- 4 こども発達学科は、子どもの豊かな発達と人間形成に必要な幅広い専門的知識・方法等を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある幼稚園・小学校教諭及び保育士の養成をはじめ、社会各般の分野で貢献できる人材を育成する。

## 第3章 修業年限および収容定員

- 第 5 条 本学の修業年限は4年とする。
- 第 6 条 本学の収容定員は次のとおりとする。
- |        |         |      |     |      |      |
|--------|---------|------|-----|------|------|
| 生活創生学部 | 健康栄養学科  | 入学定員 | 40名 | 収容定員 | 160名 |
|        | こども発達学科 | 入学定員 | 60名 | 収容定員 | 240名 |

## 第4章 学年、学期および休業日

- 第 7 条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。  
学年を原則として次の2期に分ける。
- 前期 4月1日より9月30日まで
- 後期 10月1日より翌年3月31日まで
- 第 8 条 休業日は原則として次のとおりとする。ただし、休業日でも必要がある場合は授業その他を行うことがある。
- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - (2) 創立記念日 5月14日
  - (3) 春季休業
  - (4) 夏季休業
  - (5) 冬季休業
- 春季・夏季・冬季休業の期間は当該年次の学事予定に定める。

## 第5章 教育課程および履修方法等

- 第 9 条 本学において開設する授業科目およびその必修、選択並びに年次別単位数は別表のとおりとする。
- 第 10 条 本学が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、他の大学や短期大学等の教育施設において行った

学修を、本学における授業科目の履修とみなして、単位を認定することができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において修得した単位を、本学に入学した後の授業科目履修の単位とみなして、前項とあわせて60単位まで認定することができる。

第 11 条

学生は次の区分によって授業科目を履修し、健康栄養学科においては合計128単位以上、こども発達学科においては合計124単位以上を修得しなければならない。

- (1) 教養科目については、人文・社会、自然および基礎技術の3分野にわたり20単位以上。
- (2) 外国語科目については、英語4単位を含む6単位。
- (3) 保健体育については、2単位。
- (4) 専門教育科目については、健康栄養学科においては必修科目を含めて計100単位以上、こども発達学科においては必修科目を含めて計96単位以上。

- 2 学生は教育職員免許法および同法施行規則に定める単位を修得した場合は、次の種類につき教育職員免許状を取得できる。

学 科 名	取得できる免許状の種類	免 許 教 科
健 康 栄 養 学 科	栄養教諭一種免許状	家庭 家庭
	中学校教諭一種免許状	
	高等学校教諭一種免許状	
こども発達学科	小学校教諭一種免許状	
	幼稚園教諭一種免許状	

- 3 学生は栄養士法および管理栄養士学校指定規則に定める単位を修得した場合は、栄養士法に定める管理栄養士国家試験の受験資格を取得することができる。

- 4 前項の履修については、柴田学園大学管理栄養士養成課程履修規程に定めるところによる。

- 5 学生は栄養士法および同法施行規則に定める単位を修得した場合は、栄養士法に定める栄養士の免許証を取得することができる。

- 6 前項の履修については、柴田学園大学栄養士養成課程履修規程に定めるところによる。

- 7 学生は食品衛生法施行規則に定める科目を修得した場合は、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格を取得することができる。

- 8 前項の履修については、柴田学園大学食品衛生管理者及び食品衛生監視員履修規程に定めるところによる。

- 9 学生は児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法について定めた厚生労働省告示に基づき、所定の修業教科目及び単位を修得した場合は、児童福祉法に定める保育士の資格を取得できる。

- 10 前項の履修については、柴田学園大学保育士養成課程履修規程に定めるところによる。

第 12 条

履修科目の評価については次のとおり定める。

- (1) 履修科目の評価はその科目の担当教員が学習態度と試験、論文、提出物等によって行う。ただし、実験、実習、演習および実技は、平常の成績により評価することがある。
  - (2) 履修科目の評価は100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。合格者にはその科目所定の単位を与える。
  - (3) 授業時数の3分の2以上出席したものでなければ履修科目の評価をうけることができない。
  - (4) 授業料その他の納付金の未納者は履修科目の評価をうけることができない。
  - (5) 病気その他やむを得ない事情により所定の試験をうけることができなかつた者、または所定の試験で不合格になった者に対しては、教授会の議を経てそれぞれ追試験または再試験をおこなうことがある。
- 2 授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって単位数を計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
  - (3) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行

う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- (4) 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

## 第6章 卒業の認定および学士の学位

第13条 本学に4年以上在学し、第11条第1項に規定する健康栄養学科においては128単位以上、こども発達学科においては124単位以上の単位を取得した者に卒業を認定する。

- 2 卒業の認定については、学長は教授会の議を経てこれを行い、卒業を認定した者に対して次に定める学位を授与する。

健康栄養学科 学士（健康栄養学）

こども発達学科 学士（こども発達学）

- 3 教授会の議を経て翌年度の9月末まで卒業の認定を延期することがある。

## 第7章 入学、編入学、転入学、休学、退学、復学、転学および除籍

第14条 本学に入学できる者は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) 学校教育法第56条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学が大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学が実施する個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

第15条 入学を志望する者に対しては入学試験を行う。

入学試験については別に定める。

第16条 本学を中途退学した者が再入学を志願するときは、前条の規定にかかわらず選考の上、再入学を許可することがある。

第17条 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所、国立養護教諭養成所等の卒業生で、本学に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。

- 2 他の大学に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。
- 3 前2項によって、編入学または転入学を許可された者の既修単位の取り扱いおよび在学期間の通算については、教授会の認定による。
- 4 編入学または転入学については、定員に欠員が生じた場合のみとする。

第18条 入学の時期は、学年の初めから30日以内とする。但し、再入学および編入学の場合はこの限りでない。

- 2 入学を許可された者は所定の期日までに連帯保証人連署の誓約書および戸籍抄本を添え、本学所定の入学手続きをしなければならない。

第19条 連帯保証人はその学生の在学中、本人にかかる一切につき連帯の責任を負わなければならない。

第20条 学生が疾病その他やむを得ない事由により満3ヶ月以上欠席しようとするときは、連帯保証人連署のうえ

学長に願い出て許可を得て休学することができる。休学は引き続き1年を越えることができない。ただし、休学期間は当該年度限りとする。

2 休学期間は、通算して4年を越えることができない。

第21条 休学期間は在学年数に通算しない。

第22条 退学または復学を希望する者は、連帯保証人連署の上願い出て許可をうけなければならない。

第23条 削除（平成27年4月1日）

第24条 他の大学に転学を志望する者があるときは、学長は教授会の議を経てこれを許可することがある。

第25条 正当な理由によらないで授業料その他の納付金を滞納した者は、除籍されることがある。

第26条 本学の学生は事情の如何を問わず8年以上在学することはできない。

## 第8章 入学検定料、入学金、授業料およびその他の納付金

第27条 入学を志望する者は、入学検定料として金30,000円を入学願書に添えて納入するものとする。ただし、大学入学共通テスト利用選抜試験のみを利用する場合は、金15,000円とする。

第28条 入学試験に合格し、入学しようとする者は入学金として金200,000円を所定の期日までに納入しなければならない。

第29条 授業料は年額700,000円とし、これを前後期の2期に分けて所定の期日までに納入するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、月納を認める。

第30条 両学科の教育充実費は年額300,000円、健康栄養学科は管理栄養士実験実習費を年額100,000円納入するものとし、授業料納付の際に納入するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、月納を認める。

第31条 休学の場合は在籍料を所定の期日までに納入しなければならない。

在籍料は半期3万円、年間6万円とする。

第32条 すでに納めた入学検定料、授業料およびその他の納付金は、別に定める場合を除き返還しない。

第33条 在学中において授業料およびその他の納付金に変更があったときは、新たに定められた金額にもとづいて納入しなければならない。

## 第9章 教員組織

第34条 本学には、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、副手および事務職員をおき、定員は別に定める。

第35条 学長、教授、准教授、講師、助教、助手、副手および事務職員の職務は次のとおり定める。

(1) 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(2) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(3) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(4) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(5) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(6) 助手は、所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(7) 副手は、助手に準ずる職務に従事する。

(8) 事務職員は、学長の命を承けて事務に従事する。

## 第10章 教授会

第36条 本学に重要な事項を審議するため教授会をおく。

2 教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。但し、必要に応じてその他の職員を加えることができる。

第37条 教授会は学長がこれを召集し、その議長となる。

第38条 教授会の成立は、定員の3分の2以上の出席を必要とする。

第39条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項

(2) 学位授与に関する事項

- (3) 学生の学修評価に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 教員の教育研究業績書の審査等に関する事項
- (6) その他学長が必要と認める事項及び学長から諮問のあった事項

## 第11章 教授等の資格および任免、名誉教授

- 第40条 本学の教授、准教授の資格、任免、待遇については、別に定めるところによる。ただし、教授、准教授等本学職員の任免は、学校法人理事長がこれに当たる。
- 第41条 本学の教授であった者に対し、別に定める規定により、名誉教授の称号が授与されることがある。

## 第12章 図書館その他の附属施設

- 第42条 本学に附属図書館を設け、本学教職員および学生の研究に資する。図書館規定は別に定める。
- 第43条 削除（平成22年4月1日）

## 第13章 科目等履修生、委託生、外国人学生

- 第44条 本学の開設する授業科目の一部を履修する者を科目等履修生とし、教授会の議を経て入学を許可することがある。
- 2 科目等履修生に対する単位の認定については第12条の規定を準用する。
- 第45条 公共機関から大学において学修することを委託された者を委託生とし、教授会の議を経て入学を許可することがある。
- 第46条 外国人の入学志願者は当該外国公館の証明を有し、学修に堪える見込のある者は教授会の議を経て外国人学生として入学を許可することがある。
- 第47条 科目等履修生、委託生、外国人学生は定員外とし、正規課程の学生の学習に妨げにならない限り、入学を許可する。
- 第48条 科目等履修生については、本章に規定するものの外、別に定めるところによる。委託生、外国人学生については本章に規定するものの外、第6章を除き本学学生に関する諸規定を準用する。
- 第49条 科目等履修生、委託生、外国人学生は正規の課程の学生と同じく学則を守らなければならない。

## 第14章 公開講座、講習会

- 第50条 生活創生に関する学術技芸の普及と成人教育の充実および現職教育のため、本学に公開講座、講習会その他の機関を設けることができる。
- 公開講座、講習会等に関する細則は別に定める。

## 第15章 寮および厚生保健施設

- 第51条 本学は学生のため寮を設ける。
- 第52条 寮則・寮細則は別に定める。
- 第53条 本学学生の生活の福利と修学目的達成を図るため、厚生施設を設ける。
- 第54条 厚生施設に関する規定は別に定める。
- 第55条 本学学生の健康増進のため運動場、体育館、学生相談室、保健室等の施設をなし、学校医、保健主任等を置く。

## 第16章 褒賞、奨学、懲戒規程

- 第56条 本学の学生にして性行善良、身体強健、学術優秀で他の模範となる者は、教授会の議を経て学長これを褒賞する。
- 第57条 学資支弁困難にして性行善良、身体強健、学術優秀なる学生は、柴田学園奨学規程の適用を受けることができる。

第 58 条 本学の教育精神に反し、学生の本分を怠り、成業の見込のない者に対しては、教授会の議を経て学長これを懲戒する。

懲戒は訓告、停学および退学とする。

2 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

附 則

本学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和49年4月1日から施行する。(児童学科設置)

附 則

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、昭和62年度から昭和70年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

家政学部児童学科 入学定員 80人 総定員 320人

附 則

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成3年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、家政学部児童学科の入学定員は次のとおりとする。

平成3年度から平成7年度までは入学定員	120人	総定員	480人
平成8年度から平成11年度までは入学定員	100人	総定員	400人

附 則

本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、家政学部児童学科の入学定員は次のとおりとする。

平成8年度から平成11年度までは入学定員	120人	収容定員	480人
----------------------	------	------	------

附 則

本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、家政学部児童学科の入学定員は次の通りとする。

平成12年度は	入学定員	114人	収容定員	474人
平成13年度は	入学定員	108人	収容定員	462人
平成14年度は	入学定員	102人	収容定員	444人
平成15年度は	入学定員	96人	収容定員	420人
平成16年度は	入学定員	90人	収容定員	396人

附 則

本学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年12月9日から施行する。

附 則

本学則は、平成23年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成26年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成28年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成30年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成31年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和 3年 4月1日から施行する。



〔別表〕柴田学園大学教育課程表

学部及び 学科名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 健康栄養学科	<b>教養科目</b>	<b>8</b>	<b>12</b>					卒業に必要な最低修得単位数
	<b>【人文・社会分野】</b>							卒業に必要な最低修得単位数8単位
	倫理学		2	2				
	生活と文学		2	2				
	○日本国憲法		2	2				○印は教職課程必修
	歴史学		2	2				
	地域活性化論		2	2				
	<b>【自然分野】</b>							卒業に必要な最低修得単位数8単位
	化学A	2		2				
	化学B	2		2				
	物理学		2	2				
	統計学		2	2				
	生命科学		2	2				
	<b>【基礎技術分野】</b>							卒業に必要な最低修得単位数4単位
	○情報機器の操作Ⅰ	1		1				
	○情報機器の操作Ⅱ	1		1				
	プレゼンテーション論	2				2		
	<b>外国語科目</b>		<b>6</b>					卒業に必要な最低修得単位数(英語4単位を含む6単位)
	英語		1	1				
	○生活の英語Ⅰ		1	1				外国語コミュニケーション
	○生活の英語Ⅱ		1	1				外国語コミュニケーション
	科学のための英語		1			1		
	時事英語Ⅰ		1			1		
	時事英語Ⅱ		1			1		
	ドイツ語Ⅰ		1			1		
	ドイツ語Ⅱ		1			1		
	フランス語Ⅰ		1			1		
	フランス語Ⅱ		1			1		
	<b>保健体育科目</b>		<b>2</b>					卒業に必要な最低修得単位数
	○体育Ⅰ	1		1				
	○体育Ⅱ	1		1				
	<b>専門教育科目</b>		<b>90</b>	<b>10</b>				卒業に必要な最低修得単位数
	卒業論文	8						8
地域健康支援論	2		2					
社会福祉論	2		2					
健康衛生学	2		2					
地域健康支援実習	1				1			
健康科学実習	1				1			
解剖生理学	2				2			
病態別生理学	2				2			
生化学	2		2					

学部及び 学科名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 健康栄養学科	栄養生化学	2		2				
	栄養生理学	2			2			
	基礎免疫学	2			2			
	微生物学	2				2		
	解剖生理学実験	1					1	
	生化学実験	1				1		
	栄養生化学実験	1				1		
	栄養生理学実験	1				1		
	食品学	2				2		
	食品健康科学	2		2				
	食品科学	2					2	
	調理学	2		2				
	食品科学実験	1					1	
	食品学実験	1				1		
	基礎調理学実習	1		1				
	調理学実習	1				1		
	基礎栄養学	2		2				
	基礎栄養学実験	1				1		
	応用栄養学	2		2				
	世代別栄養学	2				2		
	スポーツ・運動栄養学	2					2	
	応用栄養学実習	1				1		
	栄養教育論	2				2		
	食行動論	2					2	
	健康教育論	2		2				
	栄養教育論実習	1					1	
	臨床栄養学	2				2		
	実践介護食事論	2					2	
	臨床栄養管理学	2					2	
	臨床栄養生化学	2					2	
	臨床栄養学実習	1					1	
	臨床科学実験	1					1	
	臨床福祉栄養学実習	1					1	
	公衆栄養学	2				2		
	地域健康栄養学	2					2	
	公衆栄養学実習	1					1	
	給食経営管理論	2				2		
	給食経営実践論	2				2		
	給食経営管理実習	1					1	
	栄養管理総合演習	1					1	
	臨地実習総合演習	1						1
	給食経営管理臨地実習	1						1
	公衆栄養学臨地実習	1						1
臨床栄養学臨地実習Ⅰ	1						1	
臨床栄養学臨地実習Ⅱ	1						1	
家政学原論(1)		2	2					
家庭管理学概論		2				2		

学部及び 学科名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考	
		必修	選択	1年	2年	3年	4年		
生活創生学部 健康栄養学科	□トレーニング科学		2	2				□印から6単位以上選択	
	□食の心理学		2	2					
	□おいしさの科学		2	2					
	□食品機能学		2	2					
	□健康情報学		2	2					
	健康・食生活論		2		2				
	学校栄養教育論		2			2			
	□家庭経営学(1)		2	2					
	◇家庭経営学(2)		2		2		◇印から4単位以上選択		
	◇被服学		2	2					
	◇被服立体構成実習		1	1				洋裁	
	被服平面構成実習		1			1			
	被服材料学		2		2				
	被服学実験		1		1				
	アパレルCAD実習(1)		1	1					
	◇住居学		2		2				製図を含む
	◇保育学(1)		2	2					
	◇家庭看護		2	2					救急処置を含む
	保育学(2)		2		2				
	家庭電気・機械		2			2			
	□データ解析演習		2		2				
	<b>教職に関する科目</b>							卒業単位に算入されない	
	家庭科教育法Ⅰ		2		2				
	家庭科教育法Ⅱ		2		2				
	家庭科教育法Ⅲ		2			2			
	家庭科教育法Ⅳ		2			2			
	教育原理		2		2				
	教職の理解		2		2				
	教育行政		2		2				
	教育心理学		2		2				
	特別支援教育論		2			2			
	教育課程論		2		2				
	道徳教育の指導法		2		2				
	総合的な学習の時間の指導法		2			2			
	特別活動の指導法		2		2				
	教育方法・技術		2		2				
	生徒指導(進路指導を含む。)		2			2			
	教育相談		2			2			
	事前事後指導(中・高)		1			1			
	教育実習(中・高)		4				4		
教職実践演習(中・高)		2				2			
栄養教育実習(事前事後指導を含む。)		2				2			
教職実践演習(栄養教諭)		2				2			

学部及び 学科名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 こども発達学科	<b>教養科目</b>	<b>6</b>	<b>14</b>					卒業に必要な最低修得単位数
	【人文・社会分野】							
	倫理学	2		2				
	国文学		2			2		
	○日本国憲法		2	2				○印は教職課程必修
	法 学		2			2		
	経 済 学		2			2		
	歴 史 学		2			2		
	社 会 学		2			2		
	心 理 学		2	2				
	地域活性化論		2	2				
	華 道		1	1				
	茶 道		1	1				
	書 道		1	1				
	【自然分野】							
	自然科学概論		2				2	
	化 学		2			2		
	物 理 学		2			2		
	生 物 学		2	2				
	数 学		2	2				
	統 計 学		2	2				
	【基礎技術分野】							
	論作文技術Ⅰ	1		1				
	論作文技術Ⅱ	1		1				
	○情報機器の操作Ⅰ	1		1				
	○情報機器の操作Ⅱ	1		1				
	<b>外国語科目</b>	<b>2</b>	<b>4</b>					卒業に必要な最低修得単位数(英語4単位を含む6単位)
	英 語AⅠ	1		1				
	英 語AⅡ	1		1				
	○英 語BⅠ		1	1				外国語コミュニケーション
	○英 語BⅡ		1	1				外国語コミュニケーション
	英 語CⅠ		1				1	
	英 語CⅡ		1				1	
	ドイツ語Ⅰ		1		1			
	ドイツ語Ⅱ		1		1			
	フランス語Ⅰ		1		1			
	フランス語Ⅱ		1		1			
	<b>保健体育科目</b>	<b>2</b>						卒業に必要な最低修得単位数
	○体 育Ⅰ	1		1				
	○体 育Ⅱ	1		1				
	<b>専門教育科目</b>	<b>24</b>	<b>72</b>					卒業に必要な最低修得単位数
	専門に関する科目							
	家政学原論	2		2				
	教育原理	2		2				
	教育心理学	2		2				
教育課程論	2			2				
保育原理	2		2					
保育の心理学	2		2					
ピアノ基礎Ⅰ	1		1					
ピアノ基礎Ⅱ	1		1					
声楽Ⅰ	1			1				
声楽Ⅱ	1			1				
被服・調理の基礎実習	2		2					
基礎ゼミⅠ	1		1					
基礎ゼミⅡ	1		1					
卒業研究Ⅰ	1					1		
卒業研究Ⅱ	1					1		

学部及び 学科名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 こども発達学科	卒業研究Ⅲ	1					1	家庭管理学概論、被服学概論、食物学概論から2単位以上選択
	卒業研究Ⅳ	1					1	
	家庭管理学概論		2	2				
	被服学概論		2	2				
	食物学概論		2	2				
	ICTの基礎		1		1			
	ICT活用法		1		1			
	児童文学		2	2				
	児童文化論		2			2		
	教育社会学		2				2	
	教育法規論		2				2	
	教育史		2				2	
	児童心理学研究法		2			2		
	人権教育論		2				2	
	教育方法演習A		2				2	
	教育方法演習B		2				2	
	教育方法演習C		2				2	
	教育方法演習D		2				2	
	教科に関する科目							
	国 語							
	国 語 I		1		1			
	国 語 II		1		1			
	社 会							
	社 会A		1		1			
	社 会B		1		1			
	算 数							
	算 数A		1		1			
	算 数B		1			1		
	理 科							
	理 科A		1		1			
	理 科B		1		1			
	生 活							
	生 活		1	1				
	音 楽							
	音 楽 I		1	1				
	音 楽 II		1	1				
	図画工作							
	図画工作A		1		1			
	図画工作B		1		1			
	家 庭							
	家 庭		1			1		
	体 育							
	小学体育A		1		1			
	小学体育B		1		1			
	外 国 語							
	小学英語		1			1		
	各教科の指導法に関する科目							
	国語科教育法		2			2		
	社会科教育法		2			2		
	算数科教育法		2			2		
	理科教育法		2			2		
	生活科教育法		2		2			
	音楽科教育法		2			2		
	図画工作科教育法		2			2		
	家庭科教育法		2			2		
	体育科教育法		2			2		
	外国語(英語)教育法		2			2		

学部及び 学科名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 こども発達学科	領域に関する科目							
	子どもの健康と安全		1		1			
	子どもの保健		2		2			
	子どもの人間関係		1	1				
	子どもの環境		1	1				
	子どもの言葉		1		1			
	子どもの表現		1		1			
	ピアノ表現Ⅰ		1		1			
	ピアノ表現Ⅱ		1		1			
	造形表現A		1		1			
	造形表現B		1		1			
	子どもの運動あそびⅠ		1		1			
	子どもの運動あそびⅡ		1		1			
	子どもの食と栄養		2				2	
	子育て支援		1				1	
	保育内容の指導法に関する科目							
	保育内容総論		2	2				
	健康の指導法		2				2	
	人間関係の指導法		2			2		
	環境の指導法		2			2		
	言葉の指導法		2			2		
	表現の指導法AⅠ		1				1	
	表現の指導法AⅡ		1				1	
	表現の指導法BⅠ		1				1	
	表現の指導法BⅡ		1				1	
	教育の基礎的理解・実践等に関する科目							
	教職の理解		2	2				
	教育行政		2				2	
	特別支援教育論		2			2		
	道徳教育の指導法		2			2		
	総合的な学習の時間の指導法		2				2	
	特別活動の指導法		2				2	
	教育方法・技術		2			2		
	生徒・進路指導		2					2
	子どもの理解と援助		2				2	
	教育相談		2				2	
	事前事後指導(小)		1					1
	教育実習(小)		4					4
	教職実践演習(幼・小)		2					2
	学校教育体験実習Ⅰ(小)		1					1
	学校教育体験実習Ⅱ(小)		1					1
	事前事後指導(幼)		1				1	
	教育実習(幼)		4				4	
	保育士に関する科目							
	子ども家庭福祉Ⅰ		2					2
	子ども家庭福祉Ⅱ		2					2
	社会福祉		2				2	
	保育者論		2	2				
	子ども家庭支援の心理学		2			2		
	保育の計画と評価		2			2		
	子ども家庭支援論		2					2
	乳児保育Ⅰ		2	2				
	乳児保育Ⅱ		1			1		
障害児保育		2			2			
社会的養護Ⅰ		2	2					

学部及び 学科名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 こども発達学科	社会的養護Ⅱ		1	1				
	保育実習指導Ⅰ		2		2			
	保育実習ⅠA		2		2			保育所実習
	保育実習ⅠB		2		2			児童福祉施設等実習
	保育実習指導Ⅱ		1			1		
	保育実習Ⅱ		2			2		保育所実習
	保育実践演習		2				2	

〔別 表〕 柴田学園大学管理栄養士養成課程履修規程

第 1 条 管理栄養士国家試験受験資格取得に必要な管理栄養士養成課程を本大学生生活創生学部健康栄養学科に設け定員を 40 名とする。

第 2 条 本課程の修業科目及び単位数並びに履修方法は表 1 の通りとする。

② 管理栄養士国家試験受験資格を取得しようとする者は、健康栄養学科を卒業する必要がある。専門教育科目については表 1 にある専門必修科目 82 単位を履修する必要がある。

第 3 条 表 1 にある科目及び単位については、学生が本学に入学する前に別の管理栄養士養成課程において修得した科目の単位を、本学に入学した後の授業科目の単位とみなして 30 単位まで認定することができる。

第 4 条 表 1 にある専門基礎分野および専門分野の実験・実習は 30 時間の実験・実習をもって 1 単位とする。

第 5 条 給食経営管理臨地実習、臨床栄養学臨地実習Ⅰ・Ⅱ、公衆栄養学臨地実習は特に協力を委嘱した病院・医療機関、保健所・保健センターにおいて個別または集団実習を行う。

② 表 1 にある給食経営管理臨地実習、臨床栄養学臨地実習Ⅰ・Ⅱ、公衆栄養学臨地実習の実習施設の種別は次のとおりとする。

- ・給食経営管理臨地実習及び臨床栄養学臨地実習Ⅰ・Ⅱ 病院・医療機関
- ・公衆栄養学臨地実習 保健所・保健センター

第 6 条 給食経営管理臨地実習、臨床栄養学臨地実習Ⅰ・Ⅱ、公衆栄養学臨地実習を履修すること。

第 7 条 学生は正当な理由なく授業を欠席してはならない。履修科目の評価については学則第 12 条を適用する。

附 則

本規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

本規程は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

表 1

教育内容	単位数		本学開講科目	単位数		履修方法
	講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習	
社会・環境と健康	6		地域健康支援論	2		講義
			社会福祉論	2		講義
			健康衛生学	2		講義
			地域健康支援実習		1	実習
			健康科学実習		1	実習
専門基礎分野 人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14	10	解剖生理学	2		講義
			病態別生理学	2		講義
			生化学	2		講義
			栄養生化学	2		講義
			栄養生理学	2		講義
			基礎免疫学	2		講義
			微生物学	2		講義
			解剖生理学実験		1	実験
			生化学実験		1	実験



			栄養生化学実験		1	実験
			栄養生理学実験		1	実験
	食べ物と健康	8	食品学	2		講義
			食品健康科学	2		講義
			食品科学	2		講義
			調理学	2		講義
			食品科学実験		1	実験
			食品学実験		1	実験
			基礎調理学実習		1	実習
			調理学実習		1	実習
専門分野	基礎栄養学	2	基礎栄養学	2		講義
			基礎栄養学実験		1	実験
	応用栄養学	6	応用栄養学	2		講義
			世代別栄養学	2		講義
			スポーツ・運動栄養学	2		講義
			応用栄養学実習		1	実習
	栄養教育論	6	栄養教育論	2		講義
			食行動論	2		講義
			健康教育論	2		講義
			栄養教育論実習		1	実習
	臨床栄養学	8	臨床栄養学	2		講義
			実践介護食事論	2		講義
			臨床栄養管理学	2		講義
		臨床栄養生化学	2		講義	
		臨床栄養学実習		1	実習	
		臨床科学実験		1	実験	
		臨床福祉栄養学実習		1	実習	
公衆栄養学	4	公衆栄養学	2		講義	
		地域健康栄養学	2		講義	
		公衆栄養学実習		1	実習	
給食経営管理論	4	給食経営管理論	2		講義	
		給食経営実践論	2		講義	
		給食経営管理実習		1	実習	
総合演習	2	栄養管理総合演習	1		演習	
		臨地実習総合演習	1		演習	
臨地実習		4	給食経営管理臨地実習		1	実習
			公衆栄養学臨地実習		1	実習
			臨床栄養学臨地実習 I		1	実習
			臨床栄養学臨地実習 II		1	実習
	60	22	小計	60	22	
	82		合計	82		

[別 表] 柴田学園大学栄養士養成課程履修規程

教育内容		単位数		本学開講科目	単位数		履修方法
		講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習	
専門分野	社会生活と健康	4	4	社会福祉論	2		講義
				健康衛生学	2		講義
	人体の構造と機能	8		解剖生理学	2		講義
				生化学	2		講義
				栄養生化学	2		講義
				栄養生理学	2		講義
				解剖生理学実験		1	実験
				生化学実験		1	実験
	食品と衛生	6		微生物学	2		講義
				食品学	2		講義
				食品健康科学	2		講義
				食品科学	2		講義
				食品科学実験		1	実験
				食品学実験		1	実験
栄養と健康	8	基礎栄養学	2		講義		
		応用栄養学	2		講義		
		世代別栄養学	2		講義		
		臨床栄養学	2		講義		
		基礎栄養学実験		1	実験		
		応用栄養学実習		1	実習		
		臨床栄養学実習		1	実習		
		臨床福祉栄養学実習		1	実習		
栄養の指導	6	栄養教育論	2		講義		
		健康教育論	2		講義		
		栄養教育論実習		1	実習		
		公衆栄養学	2		講義		
		公衆栄養学実習		1	実習		
給食の運営	4	調理学	2		講義		
		基礎調理学実習		1	実習		
		調理学実習		1	実習		
		給食経営管理論	2		講義		
		給食経営実践論	2		講義		
		給食経営管理実習		1	実習		
		給食経営管理臨地実習		1	実習		
		36	14	小 計	40	14	
		50		合 計	54		

[別 表] 柴田学園大学食品衛生管理者および食品衛生監視員養成課程履修規程

食品衛生法施行規則第 50 条 別表に定める科目		本学開講科目	単位数	修得単位	
A 群 化学関係	有機化学 無機化学	化学 A	2	4 単位	26 単位
		化学 B	2		
B 群 生物化学関係	生物化学 食品化学 生理学 食品分析学	生化学	2	16 単位	
		生化学実験	1		
		食品健康科学	2		
		食品機能学	2		
		食品科学実験	1		
		病態別生理学	2		
		栄養生理学	2		
		栄養生理学実験	1		
		食品学	2		
		食品学実験	1		
C 群 微生物学関係	微生物学 食品微生物学 食品保存学	微生物学	2	2 単位	
D 群 公衆衛生学関係	公衆衛生学 食品衛生学 環境衛生学 疫学	健康衛生学	2	4 単位	
		食品科学	2		
E 群 その他関連科目	解剖学 栄養化学 栄養学	解剖生理学	2	18 単位	
		解剖生理学実験	1		
		栄養生化学	2		
		栄養生化学実験	1		
		基礎栄養学	2		
		基礎栄養学実験	1		
		応用栄養学	2		
		世代別栄養学	2		
		スポーツ・運動栄養学	2		
		応用栄養学実習	1		
臨床栄養学	2				
A 群から D 群までの科目を各群 1 科目以上、 計 22 単位以上修得し、E 群科目を含めて総計 40 単位以上修得すること。		計		44 単位	

- 第1条 保育士の資格取得に必要な保育士養成課程を本大学生生活創生学部こども発達学科に設ける。
- 第2条 本課程の修業科目及び単位数並びに履修方法は表1・2・3のとおりとする。  
2 保育士資格を取得しようとする者は、表1に掲げる選択科目2単位以上と表3に掲げる選択必修科目6単位以上を含めて計68単位以上を履修する必要がある。
- 第3条 表2に掲げる科目及び単位については、学生が本学に入学する前に別の指定保育士養成施設校において修得した科目の単位を、本学に入学した後の授業科目の単位とみなして30単位まで認定することができる。
- 第4条 保育実践演習と子どもの理解と援助、保育内容総論、障害児保育、保育実習指導Ⅰ、子どもの食と栄養、健康の指導法、人間関係の指導法、環境の指導法、言葉の指導法は15時間の演習をもって1単位とする。
- 第5条 体育Ⅱは30時間の実技をもって1単位とする。
- 第6条 保育実習は特に協力を委嘱した保育所及び児童福祉施設において、個別実習又は集団実習を行う。  
2 表2・3にある保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱの実習施設の種別は次のとおりとする。  
保育実習Ⅰ 保育所、幼保連携型認定こども園又は児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業（ただし、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同基準同章第3節に規定する小規模保育B型に限る）若しくは同条第12項の事業所内保育事業であって同法第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの（以下「小規模保育A・B型及び事業所内保育事業」という。）及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園  
保育実習Ⅱ 保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業
- 第7条 保育実習Ⅱを履修すること。  
2 保育実習及び保育実習Ⅱは30時間の実習をもって1単位とする。
- 第8条 学生は正当な理由なく授業を欠席してはならない。履修科目の評価については学則第12条を適用する。

## 附 則

本規程は平成20年4月1日より施行する。

## 附 則

本規程は平成23年4月1日より施行する。

## 附 則

本規程は平成24年4月1日より施行する。

## 附 則

本規程は平成31年4月1日より施行する。

## 附 則

本規程は令和3年4月1日より施行する。

(表1)

告示による教科目				指定保育士養成施設における教科目の開設状況				
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
						必修	選択	計
教 養 科 目	外国語、体育 以外の科目	不問	6以上	倫理学	講義	2		2
				国文学	講義		2	2
				日本国憲法	講義		2	2
				法学	講義		2	2
				生物学	講義		2	2
	外国語	演習	2以上	英語AⅠ 英語AⅡ	演習 演習	1 1		2
	体育	講義	1	体育Ⅰ	講義	1		1
		実技	1	体育Ⅱ	実技	1		1
	合計		10単位以上		14単位 (≧10単位)			

(表2)

告示別表第1による教科目				指定保育士養成施設における教科目の開設状況				
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
						必修	選択	計
保育の本 質・目的 に関する 科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2		2
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2		2
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉Ⅰ	講義	2		2
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2		2
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2		2
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2		2
保育の対 象の理解 に関する 科目	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2		2
	保育の心理学	講義	2	保育の心理学	講義	2		2
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2		2
	子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	演習	2		2
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2		2
保育の内 容・方法 に関する 科目	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2		2
	保育の計画と評価	講義	2	保育の計画と評価	講義	2		2
	保育内容演習	演習	5	保育内容総論	演習	2		2
				健康の指導法	演習	2		2
				人間関係の指導法	演習	2		2
				環境の指導法	演習	2		2
				言葉の指導法	演習	2		2
	保育内容の理解と方法	演習	4	表現の指導法AⅠ	演習	1		1
				子どもの人間関係	演習	1		1
				子どもの環境	演習	1		1
				子どもの言葉	演習	1		1
	子どもの表現	演習	1		1			
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2		2
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1		1
子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1		1	
障害児保育	演習	2	障害児保育	演習	2		2	
社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1		1	
子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1		1	
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習ⅠA 保育実習ⅠB	実習	2 2		4
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ	演習	2		2
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育実践演習	演習	2		2
合計		51単位		57単位 (≧51単位)				

(表3)

別表第2による教科目				指定保育士養成施設における教科目の開設状況				
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
						必修	選択	計
保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定		15 単 位 以 上	子ども家庭福祉Ⅱ	講義 講義 講義		2	2
保育の対象の理解に関する科目				教育史		2	2	
保育の内容・方法に関する科目				教育相談		2	2	
				表現の指導法BⅠ	演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習		1	1
				ピアノ基礎Ⅰ		1	1	
				ピアノ基礎Ⅱ		1	1	
				声楽Ⅰ		1	1	
				声楽Ⅱ		1	1	
				ピアノ表現Ⅰ		1	1	
				ピアノ表現Ⅱ		1	1	
				造形表現A		1	1	
				造形表現B		1	1	
				子どもの運動あそびⅠ		1	1	
				子どもの運動あそびⅡ		1	1	
保育 実習	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅱ	実習	2		2
	保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習	1		1
合 計		18 単位以上		20 単位 (≥18 単位)				